

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	笠木 (笠木)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は高齢化の進んでいる小規模な集落である。笠木川沿いに農地は点在し、小規模な水稻作を中心に、自家消費の野菜を畑で育成している。農地は、急峻で、日照時間も短く鳥獣被害も甚大である。農業用水路は長大で、老朽化し、維持管理費用の増大、後継者不足等々課題は累積している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

既存農地の荒廃を防止する為にも、集落営農で支えあいながら、農地の維持保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
区域が限定的であるが、耕作者の意向に沿った集約化に努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則、農地中間管理機構を通じて行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
特になし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣害防護柵の設置補助金の活用等で対策を継続していく。
- ②農業資材等高騰の影響を抑える取組みに努めていく。
- ⑦農業者の保全管理費用及び、労力の軽減対策の取組に努めていく。